

○ 社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条（略）</p>	<p>第一条（略）</p>
<p>（講習の受講資格者）</p> <p>第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〜五（略）</p>	<p>第二条 講習を受けることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>一〜五（略）</p>
<p>（受講申込）</p> <p>第二条の二（略）</p>	<p>第二条の二（略）</p>
<p>（科目の単位）</p> <p>第三条（略）</p>	<p>第三条（略）</p>
<p>（単位の計算方法）</p> <p>第六条 講習における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項各号及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項第三号に定める基準によるものとする。</p>	<p>第六条 講習における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項各号及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項第二号に定める基準によるものとする。</p>
<p>（単位修得の認定）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>第七条（略）</p>
<p>2（略）</p> <p>3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で、第三条に規定する科目の履修に相当するものを行つてい</p>	<p>2（略）</p> <p>3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で、第三条に規定する科目の全部又は一部の履修に相当するも</p>

る場合には、当該学修を当該科目の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

(修了証書の授与)

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により九単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 講習を行う大学その他の教育機関の長は、前項の規定により修了証書を与えたときは、修了者の氏名等を文部科学大臣に報告しなければならぬ。

(講習の委嘱)

第八条の二 法第九条の五第一項の規定により文部科学大臣が大学その他の教育機関に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況並びに受講者に係る地域の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに適当と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

(実施細目)

第九条 受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

第二章 (略)

第十条 改正法附則第二項の規定において、文部科学省令で定めるべきものとされている学校は、次の各号に掲げるものとする。

第三章 (略)

のを行つている場合には、当該学修を当該科目の全部又は一部の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の定めるところに従い九単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 講習を行う大学その他の教育機関の長は、前項の規定により講習の修了証書を与えたときは、その者の氏名等を文部科学大臣に報告しなければならぬ。

第八条の二 法第九条の五第一項の規定により文部科学大臣が大学その他の教育機関に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況並びに受講者に係る地域の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに適当と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

第九条 受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で告示する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

第二章 (略)

第十条 改正法附則第二項の規定において、文部科学省令で定めるべきものとされている学校は、左の各号に掲げるものとする。

第三章 (略)

第十一条 法第九条の四第三号の規定により大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

(略)

備考 (略)

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

第十一条 法第九条の四第三号の規定により、大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

(略)

備考 (略)

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位(これに準ずる科目の単位を含む。)は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

附 則

この省令は平成二十四年四月一日から施行する。